

富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱

(令和8年2月3日告示第18号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを安心して育てることができる体制を確保するため、富里市における私立保育所等の施設整備をする者に対し、富里市就学前教育・保育施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、富里市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年条例第4号）及び富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の額その他の条件は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこども家庭庁発こ成事第466号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）の定めるところによる。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として適当でないと市長が認める経費

2 前項の規定により補助金の額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「申請者」という。）は、市内に所在する私立の保育所、認定こども園若しくは小規模保育事業所を運営し、又は運営しようとする法人であって、国要綱に基づく交付金が交付されるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 申請者は、市長が指定する期日までに、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、富里市就学前教育・保育施設整備補助金変更（中止）承認申請書（別記第5号様式）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、富里市就学前教育・保育施設整備補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により該当補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（別記第7号様式）

(2) 収支決算書（別記第8号様式）

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、富里市就学前教育・保育施設整備補助金額確定通知書（別記第9号様式）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助決定者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の交付を受けようとするときは、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付請求書（別記第10号様式）により、市長に請求するものとする。

（概算払の請求）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富里市就学前教育・保育施設整備補助金概算払交付請求書（別記第11号様式）により、市長に請求しなければならない。

3 概算払により交付した補助金の額と第8条の規定により通知した額とに過不足が生じたときは、速やかにこれを清算するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助決定者が規則第20条のいずれかに該当するときは、規則第21条の規定により、補助決定者に求めることができる。

（財産の処分の制限）

第12条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期日を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
名 称
代表者

富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書

富里市就学前教育・保育施設整備補助金の交付を受けたいので、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体
認定こども園名		類型
住所地		整備区分
移転前	移転後	

2 入所（利用）定員

年齢	現在定員	増加定員	合計
0歳児	人	人	人
1歳児	人	人	人
2歳児	人	人	人
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
計	人	人	人

3 施設整備費に係る事業計画

(1) 建築構造及び床面積

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

整備前			整備後		
造	階		造	階	
敷地面積	建築面積	延べ面積	敷地面積	建築面積	延べ面積
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
敷地の所有関係		・自己所有地 ・借地 ・買収（予定）地の別			

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

建築面積		延べ面積	
m ²		m ²	
建築年月日		処分（取壊し）年月日	
補助金の区分	年度（・国庫 ・民間 ・自己資金 ・その他）		

ウ 仮設整備工事

建築面積		延べ面積	
m ²		m ²	

(2) 施行計画

	本体工事	仮設工事	解体工事	特殊附帯工事
契約予定年月日				
着工予定年月日				
完成予定年月日				
開所予定年月日			/	/

4 施設整備に係る資金計画

(1) 整備費内訳

区分	事業費
工事費又は工事請負費	円
工 事 事 務 費	円
実 施 設 計 費 用	円
特 殊 附 帯 工 事 費	円
解 体 撤 去 工 事 費	円
仮 設 施 設 整 備 工 事 費	円
そ の 他 工 事 費	円
合 計	円

注 工事費費目別内訳書を添付すること。

(2) 財源内訳

補助金	国庫補助金	円
	市費補助金	円
設置者負担	一般財源	円
	借入金	円
	()	円
	()	円
設置者負担	寄附金	円
	その他	円
合計		円

5 その他参考事項（添付書類）

- (1) 室ごとに室名及び面積を明らかにした表（改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。）
- (2) 建物配置図、各階平面図（建物面積を明記したもの。改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。）
- (3) 既存施設の解体撤去工事が分かるもの
- (4) 設計費に係る契約書の写し
- (5) 工事費費目別内訳書（見積書（工事実施設計書）等）
- (6) 寄附を受けることが予定されている場合は、これを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

項目	金額	備考
補助金	円	
借入金	円	
自己資金	円	
その他収入	円	
合計	円	

2 支出の部

項目	金額	備考
設計費	円	
建築工事費	円	
特殊附帯工事	円	
初度整備費	円	
合計	円	

注 それぞれ経費明細を添付すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所在地
名称
代表者

第4号様式（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市就学前教育・保育施設整備補助金について、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | | |

第6号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市就学前教育・保育施設整備補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった富里市就学前教育・保育施設整備補助金については、下記のとおり決定（不承認）したので、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の種類
- 3 交付決定額（変更後） 円
- 4 交付の条件

補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- 5 不承認の理由

第7号様式（第7条関係）

事業実績報告書

1 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体
認定こども園名		類型
住所地		整備区分
移転前	移転後	

2 入所（利用）定員

年齢	現在定員	増加定員	合計
0歳児	人	人	人
1歳児	人	人	人
2歳児	人	人	人
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
計	人	人	人

3 施設整備費に係る事業計画

(1) 建築構造及び床面積

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

整備前		整備後		敷地の所有関係 ・自己所有地 ・借地 ・買収地の別
造	階	造	階	
建築面積	延べ面積	建築面積	延べ面積	
m ²	m ²	m ²	m ²	

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

建築面積		延べ面積	
m ²		m ²	
建築年月日		処分（取壊し）年月日	
補助金の区分	年度（・国庫 ・民間 ・自己資金 ・その他）		

ウ 仮設整備工事

建築面積		延べ面積	
m ²		m ²	

(2) 施行計画

	本体工事	仮設工事	解体工事	特殊附帯工事
契約年月日				
着工年月日				
完成年月日				
開所年月日			/	/

4 施設整備にかかる資金計画

(1) 整備費内訳

区分	事業費
工事費又は工事請負費	円
工 事 事 務 費	円
実 施 設 計 費 用	円
特 殊 附 帯 工 事 費	円
解 体 撤 去 工 事 費	円
仮 設 施 設 整 備 工 事 費	円
そ の 他 工 事 費	円
合 計	円

注 工事費費目別内訳書を添付すること。

(2) 財源内訳

補助金	国庫補助金	円
	市費補助金	円
設置者負担	一般財源	円
	借入金	円
	()	円
	()	円
	寄附金	円
	その他	円
合計		円

5 その他参考事項（添付書類）

- (1) 工事仕様書及び工事事務費費目別内訳書
- (2) 工事等の契約書の写し
- (3) 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し
- (4) 室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (5) 建物配置図、各階平面図及び建物内外主要部分の写真
- (6) その他

第8号様式（第7条関係）

決算（見込）書

1 収入の部

項目	金額	備考
補助金	円	
借入金	円	
自己資金	円	
その他収入	円	
合計	円	

2 支出の部

項目	金額	備考
設計費	円	
建築工事費	円	
特殊附帯工事	円	
初度整備費	円	
合計	円	

注 それぞれ経費明細を添付すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所在地
名称
代表者

第9号様式（第8条関係）

達第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市就学前教育・保育施設整備補助金額確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知をした富里市就学前教育・保育施設整備補助金について、交付額の確定をしたので、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

富里市長 様

所在地
名 称
代表者

㊞

富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付請求書

年 月 日付け達第 号により補助金の額の確定通知があった富里市就学前教育・保育施設整備補助金について、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

富里市長 様

所在地
名 称
代表者

Ⓔ

富里市就学前教育・保育施設整備補助金概算払交付請求書

年 月 日付け指令第 号により補助金交付決定の通知があつた富里市就学前教育・保育施設整備補助金について概算払を受けたいので、富里市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 前回までの受領済額 円
- 4 差額残額 円
- 5 概算払請求事由
- 6 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	